

香川県条例第9号

香川県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
香川県認定こども園の認定の要件に関する条例	香川県認定こども園の認定の基準に関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。） <u>第3条第1項及び第3項</u> の規定に基づき、認定こども園の認定の要件について定めるものとする。	第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。） <u>第3条第1項第4号及び同条第2項第3号</u> の規定に基づき、認定こども園の認定の基準について定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている認定こども園であって、 <u>別表の第1の(1)</u> に規定する要件を満たすものをいう。	(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている認定こども園であって、 <u>次のいずれかに該当する</u> ものをいう。
(2) 略	<p>ア <u>当該認定こども園を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの</u></p> <p>イ <u>当該認定こども園を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの</u></p>
ア 別表の第1の(2)に規定する要件を満たす幼稚園	(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する認定こども園をいう。
	ア <u>幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課</u>

イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている認定こども園であって、別表の第1の(1)に規定する要件を満たすもの

(3) 保育所型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす保育所である認定こども園をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす認可外保育施設である認定こども園をいう。

（認定の要件）

第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。

別表（第3条関係）

第1 教育及び保育の提供

(1) 当該施設が幼保連携施設である場合にあっては、次のいずれかに

程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている認定こども園であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該認定こども園を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 当該認定こども園を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所である認定こども園をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設である認定こども園をいう。

（認定の基準）

第3条 法第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の条例で定める認定の基準は、別表のとおりとする。

別表（第3条関係）

該当する施設であること。

ア 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

(3) 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

第2 略

第3 職員の資格等

(1) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）であること。

(2) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者及び学級担任は、幼稚園教員免許状（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）又は幼稚園の助教諭の臨時免許状（同条第4項に規定する臨時免許状をいう。）をいう。以下同じ。）を有する者であり、かつ、保育士であること。ただし、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士である者とすることが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者

第1 略

第2 職員の資格等

(1) 第1の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）であること。

(2) 第1の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者及び学級担任は、幼稚園教員免許状（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）又は幼稚園の助教諭の臨時免許状（同条第4項に規定する臨時免許状をいう。）をいう。以下同じ。）を有する者であり、かつ、保育士であること。ただし、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士である者とすることが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者

とすることができます。

(3)～(5) 略

第4 施設設備（園舎及び保育室等）

(1)・(2) 略

(3) 既存施設（法第4条第1項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所の用に供されている施設をいう。以下同じ。）のみで構成される幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園において、(5)及び(8)に規定する要件（満2歳に満たない子どもの保育を行わない場合にあっては、(5)に規定する要件）を満たすときは、(2)に規定する要件を満たすことを要しない。

(4)・(5) 略

(6) 満3歳以上の子どもの教育又は保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積については、既存施設のみで構成される幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園において、園舎の面積が(2)に規定する要件を満たすときは、(5)に規定する要件を満たすことを要しない。

(7)・(8) 略

第5 略

第6 施設設備（屋外遊戯場）

(1)～(3) 略

(4) (1)の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

ア～オ 略

第7 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき厚生労働大臣が定める保育所における保育内容に関する指針をいう。）に基づくとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略

第8 略

第9 子育て支援事業

とすることができます。

(3)～(5) 略

第3 施設設備（園舎及び保育室等）

(1)・(2) 略

(3) 既存施設（法第4条第1項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所の用に供されている施設をいう。以下同じ。）のみで構成される幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園において、(5)及び(8)に規定する基準（満2歳に満たない子どもの保育を行わない場合にあっては、(5)に規定する基準）を満たすときは、(2)に規定する基準を満たすことを要しない。

(4)・(5) 略

(6) 満3歳以上の子どもの教育又は保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積については、既存施設のみで構成される幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園において、園舎の面積が(2)に規定する基準を満たすときは、(5)に規定する基準を満たすことを要しない。

(7)・(8) 略

第4 略

第5 施設設備（屋外遊戯場）

(1) 屋外遊戯場を設けること。

(2)・(3) 略

(4) 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

ア～オ 略

第6 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき厚生労働大臣が定める保育所における保育内容に関する指針をいう。）に基づくとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略

第7 略

第8 子育て支援事業

(1) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で実施すること。

(2) 子育て支援事業については、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に留意して実施すること。

ア 地域の実情に応じたものとすること。

イ 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者への支援を通じて保護者自身の子育ての能力の向上を支援すること。

ウ 保護者が利用しやすい体制を確保すること。

エ 子育てを支援する団体等と連携し、地域の人材及び社会資源を活用すること。

第10 管理及び運営等

(1) 管理及び運営

認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら、当該認定こども園の教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を一体的に管理し、及び運営すること。

(2)～(6) 略

(7) 認定こども園である旨の表示

当該認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

子育て支援事業については、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に留意して実施すること。

ア 地域の実情に応じたものとすること。

イ 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者への支援を通じて保護者自身の子育ての能力の向上を支援すること。

ウ 保護者が利用しやすい体制を確保すること。

エ 子育てを支援する団体等と連携し、地域の人材及び社会資源を活用すること。

第9 管理及び運営等

(1) 管理及び運営

認定こども園の長は、すべての職員の協力を得ながら、当該認定こども園の教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を一体的に管理し、及び運営すること。

(2)～(6) 略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。